

# 少額短期保険業制度における 経過措置のあり方について

平成29年9月1日  
少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議  
住友生命保険相互会社  
調査広報部長 高橋佳宏

# 1. 少額短期保険業制度創設時の経緯等

## a. 制度創設時の基本的な考え方

契約者等の保護や公正な競争条件の観点から、

原則

保険会社と同様の商品を提供する業者

保険会社と同様の規制

特例

事業規模が小さく、引き受ける保険が  
少額(見舞金、葬儀費用程度)・短期の業者

**事業特性を踏まえ緩やかな規制**  
※参入規制や商品審査の基準等の緩和、破綻時の  
セーフティネットが設けられていない等

## b. 保険金額の上限に係る本則および経過措置

少額短期保険制度の創設時、**激変緩和**の観点から、

【平成18年4月～平成25年3月末】

・本則の5倍(医療保険等:3倍)の引受けを認める経過措置

【平成25年4月～平成30年3月末】

・既契約については本則の5倍(医療保険等:3倍)、

・新契約については本則の3倍(医療保険等:2倍)の引受けを認める経過措置

延長により  
12年が  
経過

なお、経過措置の適用を受ける少額短期保険業者には、保険金額の上限拡大が時限的な措置であることの顧客への説明義務あり[保険業法施行規則附則(平成18・3・10内閣令9)37条の3]

## 2. 経過措置の再延長に対する考え方

### a. 新契約部分についての経過措置の再延長

次の理由から、**新契約部分の経過措置についてこれ以上延長すべき必要性はない**と考える。

- 平成16年12月の金融審議会金融分科会第二部会報告では、激変緩和の観点から、「一定の期間(例えば5年程度)に限り」、「時限措置を設けることが適当」との見解が示されていた
- 本則金額は今日的に見ても妥当な水準と考えられる中、経過措置適用事業者についてのみ、本則を超える額の新契約の募集を認めるべき事情も見出し難い

### b. 既契約部分についての経過措置の再延長

次の理由から、**既契約部分の経過措置についてこれ以上延長すべき必要性はない**と考える。

- 前述のとおり、もともと経過措置は「5年程度に限り」という前提で導入されたものである
- 経過措置の適用を受ける少額短期保険業者に対しては、経過措置は時限的な措置である旨の顧客あて説明義務が課されており、これが適切に履行されていれば、顧客においても経過措置の収束は認識されている

### 3. まとめ

① 経過措置については「制度創設時の趣旨」および「すでに12年経過しているという事実」を踏まえれば、**平成30年3月末をもって収束すべき**

② 仮に、経過措置を再延長することとする場合は、その前提として、次の点については、**特に慎重な検討が必要**

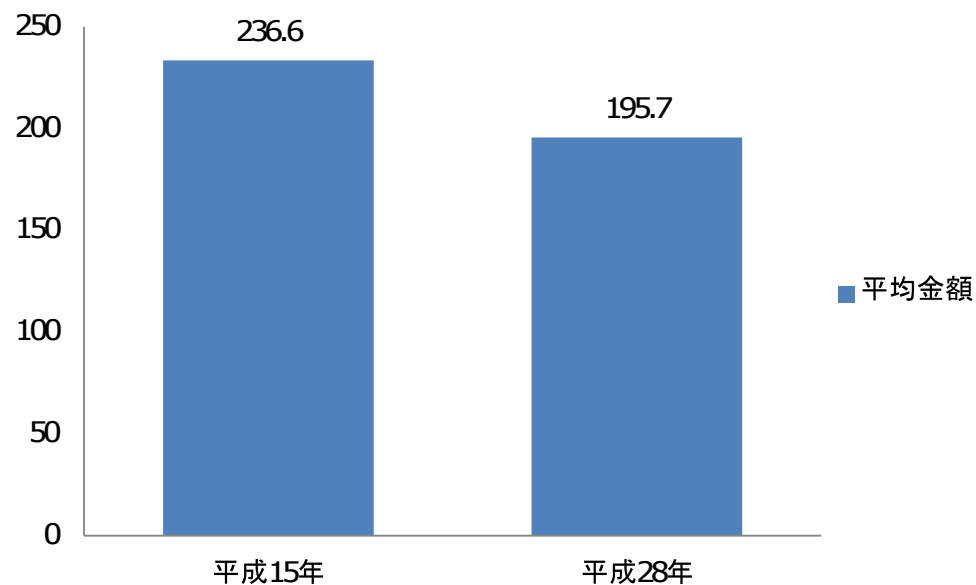
- **激変緩和等の観点から、経過措置を再延長する必要性**（特に、経過措置適用事業者に限って、本則を超える額の新契約募集を認めるべき必要性）**があるか**
- 次の経過措置期間満了までの間、**経過措置の収束に向け、経過措置適用事業者をはじめとした関係者はどのような対応を講じていく必要があるか**（例えば、経過措置の顧客あて説明義務についてより一層の指導・徹底を図るなど、更なる対応を講じていく必要はないか）

## 【参考①】本則金額の妥当性

### 1. 死亡保障

- 少額短期保険業者の死亡保険の引受保険金額上限は「葬儀費用」相当に限定されることが妥当という前提で設定されている
- 「葬儀費用」の平均総額は制度創設時に比べて下がっており、現在においても、「葬儀費用」300万円以下の保険金額で十分に対応できると考えられる
- また、制度創設時の趣旨を踏まえると、保険会社よりも緩やかな規制が課されている以上は、経過措置の金額は過剰であると言える

【葬儀費用の合計金額】

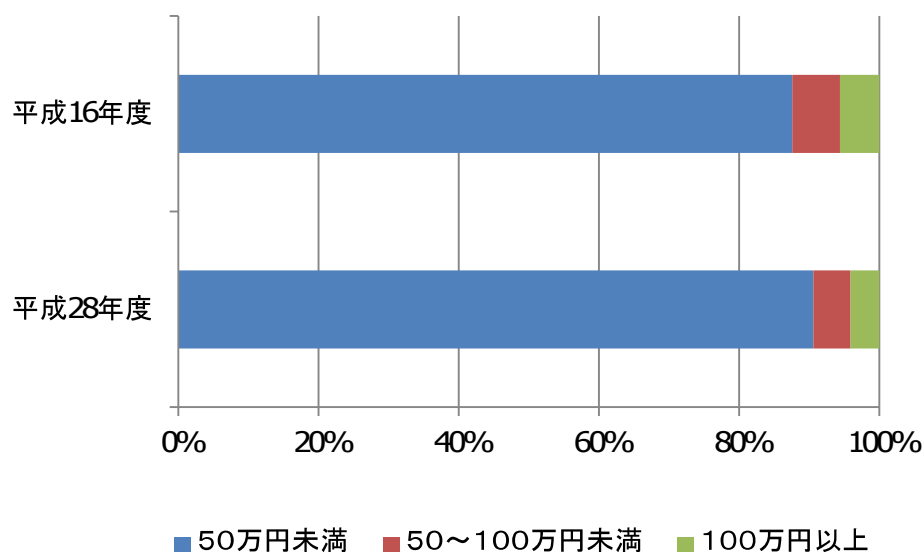


日本消費者協会「『葬儀についてのアンケート調査』報告書」をもとに住友生命作成

## 2. 医療保障

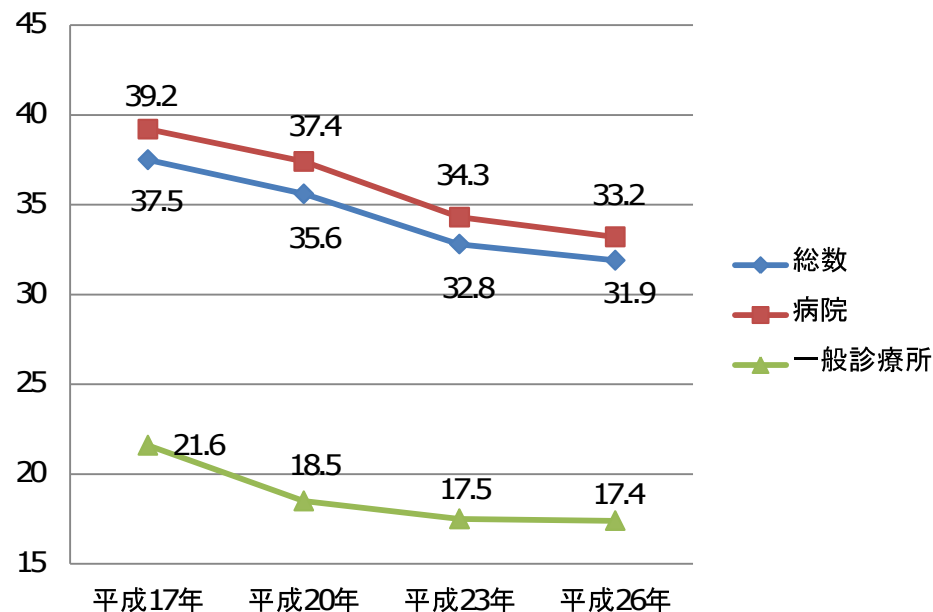
- 入院時の平均自己負担費用は、制度創設時に比べて減少している（平成28年度の平均額は22.1万円）
- 平均在院日数も、病院・診療所ともに短くなる傾向となっている
- 上記を踏まえると、現在においても、80万円以下の保険金額で十分に対応できると考えられ、また、制度創設時の趣旨を踏まえると、保険会社よりも緩やかな規制が課されている以上は、経過措置の金額は過剰であると言える

【直近の入院時の自己負担費用】



(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」をもとに住友生命作成

【施設の種別別にみた退院患者の平均在院日数の年次推移】



厚生労働省「平成26年(2014)患者調査の概況」をもとに住友生命作成

## 【参考②】保険会社、少額短期保険業者に関する規制の比較

	保険会社	少額短期保険業者
免許・登録等	免許制	登録制
最低資本金	10億円	1,000万円
事業規模	制限なし	年間収受保険料50億円以下(再保険に出再している部分を除く)
生損兼営	不可	可
業務範囲	本業(付随業務含む)＋法定他業	本業(付随業務含む)＋関連業務(当局承認要)
資産運用	一定の制限あり ※大口供与規制、一定の資産に係る運用額の制限等	安全資産に限定 ※預貯金、国債・地方債、元本補填のある金銭信託等
取扱商品	制限なし	少額／短期(生保1年以内、損保2年以内)／掛捨て
商品審査	認可制	届出制
募集規制	業務運営に関する措置、行為規制、クーリングオフ等	保険会社と同様
募集人登録	要	要
監督上の措置	報告徴求・立入検査、ソルベンシーマージン規制等	報告徴求・立入検査、ソルベンシーマージン規制等
セーフティネット	あり	なし
供託金	なし	1,000万円＋前事業年度の年間収受保険料の5%
保険計理人の選任義務	あり	あり
保険計理人の要件	「アクチュアリー会正会員」かつ 「一定期間の業務経験」	「アクチュアリー会正会員または準会員」かつ 「一定期間の業務経験」